

事業主の
皆さんへ

給与支払報告書の

提出期限は

2月2日(月)です

給与支払報告書の 提出について

前年中に給与（事業専従者・退職者・パート・アルバイト・法人役員等を含む）を支払った法人・個人事業所は、法令により、その受給者の1月1日現在における住所地の市区町村に、給与支払報告書を提出することとなっています。

該当する法人・個人事業所は、平成26年分の給与支払報告書を2月2日(月)までに税務課市民税係へ提出してください。

税務課 市民税係

☎42・1291

エルタックスのご案内

エルタックスとは、事業所等がインターネットを利用し

て、申告書や届出書を提出することができ電子申告サービスです。（個人が利用する国税電子申告・納税システム、イータックスとは異なります）

須崎市では、個人市・県民税（給与支払報告書、総括表、給与特別徴収関連の届け出など）、法人市民税（法人市民税の申告、法人設立・設置、異動の届け出など）、固定資産税（償却資産の申告、修正申告など）の電子申告が利用できます。

エルタックスでの利用手続きや準備物、パソコン環境などの詳細については、ホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。ヘルプデスクにお問い合わせください。

エルタックス ヘルプデスク

☎0570・081459

※有料通話

税金のおはなし No.30

償却資産にかかる固定資産税のこと その⑥

リース資産の申告について

リース資産の納税義務者は、原則としてその資産の所有者であるリース会社になります。賃借人は、申告書にリース会社名を記載してください。リース期間終了後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産は賃借人に申告義務が生じます。

償却資産について 税務課 資産税係 ☎42・1291

1月の納税・保険料

国民健康保険税 7期

後期高齢者医療保険料 7期

2月2日(月)までに納付してください。
また、便利な口座振替をご利用ください。

償却資産の申告をお忘れなく

～2月2日(月)まで～

法人税法および所得税法上で減価償却を行うことのできる物品には、固定資産税が課せられます。

対象の償却資産を事業用として所有している人は、毎年1月1日現在所有の償却資産について、1月31日までに、償却資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

申告の必要がある人は、税務課に様式を請求、または、須崎市ホームページから様式をダウンロードし、申告を行ってください。（昨年の申告に基づき、対象者には申告用紙を送付しています）

償却資産の申告については、広報12月号（No.714）もご覧ください。

提出・問い合わせ 税務課 資産税係 ☎42・1291

人間ドック・健康診断実施

高知県市町村職員共済組合短期人間ドック
全国健康保険協会管掌生活習慣病予防健診）実施機関指定
（財）日本医療機能評価機構認定病院



須崎

医療法人・五月会

くろしお病院

- 外科 ●内科 ●整形外科 ●脳神経外科 ●眼科
- 消化器内科 ●消化器外科 ●肛門科 ●循環器内科
- 耳鼻咽喉科(金) ●泌尿器科(火) ●神経内科(火)
- 皮膚科(金) ●リハビリテーション科 ●人間ドック

〒785-8501 高知県須崎市緑町4番30号
TEL (0889) 43-2121 (代)
FAX (0889) 42-1582